

なるほど 固定資産税 ～家屋編 第2回～

☎820-5603

《今月は、家屋に対する課税についてお知らせします。》

(1)家屋とは

固定資産税における家屋とは、「住家、店舗、工場（発電所および変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。」とされています。また、「家屋とは不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、従って登記簿に登録されるべき建物をいう」とも定義されています。このことから、固定資産税の課税客体となる家屋とは一般的に、土地に定着され、屋根および周壁またはこれらに類するものを有し、独立して風雨を凌ぎ得る外界から遮断された一定の空間を有する建造物であり、住居、作業、貯蔵などの用途に供し得るものをいいます。

(2)家屋の評価について

家屋の評価は固定資産評価基準に基づいて、木造家屋と木造家屋以外の家屋（非木造家屋）の区分に従い、皆さんにご協力いただきます家屋調査などによって評価します。新築以外の家屋は、3年ごと（基準年度）に評価替えが行われ、建築後の年数による経過によって生ずる損耗状況を考慮し減価します。



(3)新築住宅に対する減額措置

新築された家屋（住宅）は、原則として価格（評価額）が課税標準額になりますので、それに税率を乗じて税額を求めます。なお、新築された住宅は、新築後一定期間、固定資産税額が減額されます。



平成26年度の減額措置の適用関係は次のとおりです。

■適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

- ア. 専用住宅や併用住宅であること。（併用住宅は、居住部分の割合が1/2以上のものに限られます。）
- イ. 床面積要件…50㎡（一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下

■減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居でも120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分のみが減額対象になります。

■減額される額と期間

上記の減額対象に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

一般住宅分	新築後3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅などは5年度分）
長期優良住宅分	新築後5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅などは7年度分）

(4)家屋を解体したとき

家屋を解体した場合には、税務課固定資産税グループへ届け出をお願いします。なお、住宅（住家）を解体すると土地の税金に影響が出ますので、解体前にお気軽にご相談ください。

用語解説

併用住宅とは、居住部分と業務部分（店舗や作業所、事務所、診療所、倉庫など）が併存しており、その境が完全には区画されていない住宅。

Q 急に家屋の税金が高くなったけど、どうして？



A 減額適用期間が終了し、本来の税金に戻ったためです
 新築の住宅に対しては、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等：5年度分）に限り、税額が2分の1に減額されます。この減額適用期間が終了した場合には、翌年度から本来の税額に戻ります。
 ※長期優良住宅は、上記(3) ■減額される額と期間を参照。

★次回は、土地に対する課税についてお知らせします。（税務課）

わが家の食育(6月は食育月間) '大人から子どもへ伝えよう'

子どもはいつも大人の姿を見て育っています。食育も同じ。大人から子どもへ伝えたい、「3つのちから」と「3つのところ」を紹介します。

「3つのちから」と「3つのところ」を育てよう

知る ちから もっと知ろう 食べ物のこと	選ぶ ちから 上手に選んで 元気な毎日	作る ちから みんなで作ろう おいしい食卓
楽しむ ところ みんなで囲もう 楽しい食卓(共食)	大切に ところ 深めよう 食への感謝 伝えよう 食文化	感動する ところ 体験で実感しよう 自然の恵み

～食べる力を伝えよう～

- ①毎食 野菜を食べよう
- ②歯ごたえのあるメニューを作ろう
- ③みんなで楽しく食卓を囲もう
- ④薄味をこころがけよう
- ⑤何でもバランスよく食べよう

親子クッキングのご案内

『作って食べよう♪カミカミおやつ』をテーマに、簡単で栄養満点のレシピを栄養士がご紹介します。ぜひご参加ください。

時 6月19日(木)午前10時～午前11時半

所 西部地域健康センター

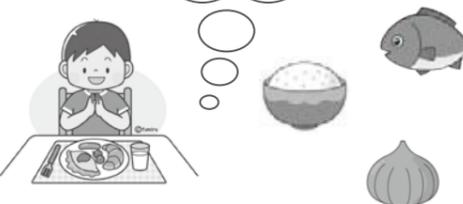
対 未就園児とその保護者

¥参加費 一家族200円

持参物 エプロン・バンダナ(三角巾)・ハンドタオル

申 6月16日(月)までに、健康課☎820-5637または健康課の窓口へ (健康課)

熊野町のホームページでは、町内の幼稚園・保育園・学校・高齢者施設などの食育活動を紹介しています。また、食育の日(毎月19日)前後に『体にやさしいレシピ』を掲載しています。ぜひご覧ください。



児童手当 現況届の提出はお済みですか

現在児童手当を受給している人が、6月分以降も引き続き受給するためには所得などを確認する現況届の提出が必要です。

- ▽提出先：役場 民生課
- ▽受付：6月2日(月)～6月30日(月)平日午前8時半～午後5時15分
- ※6月26日(木)のみ夜間(午後5時15分～午後8時)
- ▽提出時に必要なもの：
 - ・児童手当現況届
 - ・印鑑
 - ・受給者本人の健康保険証の写し

「サポートファイル」の配付について

障害のあるお子さんの保護者が、お子さんの日々の様子や病院、学校、福祉施設等で受けた支援内容を「記録・保管」し、関係機関

に説明する際に活用する「サポートファイル」を配付しています。「サポートファイル」は、お子さんが乳幼児から成人するまでのライフステージを通して、成長過程や支援内容を記録するもので、関係機関に同じ説明を繰り返して行わなくても、ファイルの提示により正確な情報を伝達し、一貫した支援を受けられるようにするためのものです。

- 生育歴など支援の基本となる情報
- 睡眠、食事など支援の際の各時期の特性を考慮した情報
- アレルギーなど緊急時の対応に必要な情報 など

【配付対象者】知的障害・発達障害などがあり支援が必要な方の保護者(療育手帳の有無は問いません)

【費用】無料
 【配付場所】福祉課
 【協力機関】このファイルの提示にご協力いただける機関には、シールが入り口に貼ってあります。
 福祉課 ☎820-5605 (福祉課)